

こどもの性被害防止対策に係る設備等支援に係る交付申請等について

1. 事業目的

静岡市私立こども園等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金を活用し、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や 保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(保育の実践記録等) の記録などを行う設備等支援を通じて、園内での性被害の未然防止を図る。

2. 対象事業

以下の設備の購入や更新を行う事業で、年度内に設備等を導入し、支払が完了するものを対象とします。

(主な補助対象)

- ・パーテーション
- ・簡易扉
- ・簡易更衣室
- ・カメラ(保護者からの確認依頼に応えるためのもの)
- ・人感センサーライト

※上記の備品等は国の補助事業にて示されているものです。上記以外のものでも、事業所内での性被害防止に資するものであれば補助対象といたします。上記以外で購入を検討している備品等がある場合は、事前に当課までご連絡ください。

※カメラの設置に関しては、国実施要綱6留意事項、「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」における児童養護施設等の施設内へのカメラの設置について」をご一読の上、必要な対応をお願いいたします。

(補助対象外となる事業)

- ① 施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。)
- ② 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

3. 補助額等

(補助基準額及び補助上限額)

補助基準額: 1施設あたり 100,000 円と、補助対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、最も少ない額

補助上限額: 75,000 円(補助基準額に4分の3を乗じた額)

(補助金額の算出方法:「100,000 円」、「補助対象経費の実支出額」、「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」を比較して最も少ない額に4分の3を乗じる(千円未満の端数切り捨て))

(計算例)

カメラ等の導入費(実支出額):150,000 円

寄付金その他収入額 :20,000 円

150,000 円 - 20,000 円 = 130,000 円

上記の計算により算出した額と補助基準額とを比較して小さいほうの額に4分の3を乗じた金額を算出する。

補助金額:100,000 円×3/4 = 75,000 円(千円未満切り捨て)

4. 提出書類

【交付申請】

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書・収支予算書 各1枚 (ひな形をご参照ください)
- (3) 見積書の写し(販売店の代表者印が押印してあるもの)
- (4) 購入する備品等の内容がわかる資料(カタログの写し等)

【実績報告】

- (1) 実績報告書(様式第5号)
- (2) 事業実績報告書・収支決算書(要件の確認を含む)各1枚 (ひな形をご参照ください)
- (3) チェックリスト
- (4) 請求書(様式第7号)
- (5) 納品書
- (6) 領収書等(支払が確認できるもの)
- (7) 導入した備品の写真(数量が分かるように撮影したもの)
- (8) 通帳の写し

※実績報告は、設置・支払いが完了次第、すみやかに提出をお願いします。

※申請時と実績報告時に内容の変更がある場合には、実績報告前にご一報ください。

5. 交付申請の提出期限

(8月末までに備品購入等を行う場合の申請期日)

令和6年7月31日(水)

※8月末までに購入を予定している場合、この時に申請してください。

(9月以降に備品購入を行う場合の申請期日)

令和6年10月11日(金)

6. 留意事項

- (1) 申請は施設ごとに作成・提出して下さい。
- (2) 本事業は補助事業となるため、交付決定後に備品購入をお願いします。
- (3) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除することができる部分の金額(「消費税仕入控除税額」)がある事業者におかれましては、あらかじめ、補助金所要額からその分を減額して申請してください。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではありません。

7. 提出先・連絡先

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部 障害福祉企画課 地域生活支援係

住 所:静岡市葵区追手町5番1号 15 階

電 話:054-221-1198 FAX:054-221-1494

M a i l :shougaifukushi@city.shizuoka.lg.jp